

平成 27 年

第 3 回市議会定例会 議案第 10 号

函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果
に関する条例の一部改正について

函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果
に関する条例の一部を改正する条例

函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果に関する条
例（昭和 29 年函館市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「常時勤務の講師」を「講師（常勤の者および同法第 28 条
の 5 第 1 項または第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された者に限
る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

再任用短時間勤務の講師の懲戒の手續および効果を定めるため